
令和 6 年 第 3 回 芦屋町議会定例会会議録 （第 1 日）

令和 6 年 9 月 6 日 （金曜日）

議 事 日 程 （ 1 ）

令和 6 年 9 月 6 日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 行政報告

第 4 議案第49号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第50号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第 6 議案第51号 福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する
規約の制定について

第 7 議案第52号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更に
ついて

第 8 議案第53号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につい
て

第 9 議案第54号 令和 5 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の
処分について

第10 議案第55号 令和 6 年度芦屋町一般会計補正予算（第 2 号）

第11 認定第 1 号 令和 5 年度芦屋町一般会計決算の認定について

第12 認定第 2 号 令和 5 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決
算の認定について

第13 認定第 3 号 令和 5 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第14 認定第 4 号 令和 5 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第15 認定第 5 号 令和 5 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第16 認定第 6 号 令和 5 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第17 認定第 7 号 令和 5 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第18 認定第 8 号 令和 5 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

第19 議案第56号 城山公園法面整備工事（雁木区側）請負契約の締結について

第20 議案第57号 緑ヶ丘団地 8 棟外部改修工事請負契約の締結について

第21 報告第 9 号 令和 5 年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

- 第22 報告第10号 地方独立行政法人芦屋中央病院の令和5事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 第23 報告第11号 専決処分事項の報告について
- 第24 報告第12号 専決処分事項の報告について
- 第25 報告第13号 専決処分事項の報告について
- 第26 発委第1号 芦屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 2名

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。
総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

先日お配りいたしました令和5年度主要な施策の成果及び予算執行の概要書に、一部記載誤りがありましたことに対し、訂正しておわび申し上げます。各議員の席に正誤表を配付しております。今後このような間違いがないよう、十分注意してまいります。御迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上でございます。

.....
午前10時00分開会

○議長 内海 猛年君

それでは直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。

よって、ただいまから、令和6年第3回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

.....
日程第1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は9月6日から9月20日までの15日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、5番、萩原議員と8番、
貝掛議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、議案第 49 号から日程第 26、発委第 1 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長及び発委の提出議員に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。波多野町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第 49 号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の被保険者証が廃止となることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 50 号の芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、児童扶養手当の支給要件である所得制限額が緩和されることから、児童扶養手当法施行令の条文を引用している当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、その他議案でございます。

議案第 51 号の福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定につきましては、芦屋港活性化事業において、福岡県が管理する地方港湾芦屋港を芦屋町が管理運営するため、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、福岡県と芦屋町との間で港湾管理事務の事務委託に関する規約を制定し、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 52 号の電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更につきましては、他自治体と共同利用している戸籍情報システムのクラウド化に伴い、規約の変更が必要にな

ることから、地方自治法第252条の14第2項に基づき、芦屋町と飯塚市との戸籍の事務委託に関する規約を変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号の福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療被保険者証が廃止となることから、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があります。当該規約の変更に関しては、地方自治法第291条の3第1項に基づき、関係市町村との協議を行わなければならないため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号の令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第55号の令和6年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,000万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、子育て世帯訪問支援事業等に係る国県補助金を計上するほか、補助金の減額により不足する財源を補うため、過疎対策事業債を増額計上するとともに財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出につきましては、人件費や物価の高騰及び円安等の影響により、あしや砂像展実行委員会補助金を増額計上するとともに、令和6年10月1日から郵便料金が改定されることに伴い、通信運搬費を増額計上しています。

なお、芦屋東小学校校舎大規模改修事業については継続費の補正措置をしております。また、議会タブレット導入事業、ペーパーレス会議システム導入事業及び芦屋港活性化整備計画策定事業につきましては繰越明許の措置をしており、ふるさと納税事業経費については債務負担行為の措置をしております。

次に決算議案でございます。

認定第1号から第6号までは各会計の令和5年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べさせていただいております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の令和5年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、契約議案でございます。

議案第56号の城山公園法面整備工事（雁木区側）請負契約の締結につきましては、議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、当該請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

議案第57号の緑ヶ丘団地8棟外部改修工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、当該請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第9号の令和5年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第10号の地方独立行政法人芦屋中央病院の令和5事業年度における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

報告第11号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の家賃滞納者に対し、建物明渡し等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第12号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の家賃滞納者に対し、滞納家賃の支払い等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第13号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の家賃滞納者に対し、建物明渡し等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

次に、7番、松岡議員に発委第1号の提案理由の説明を求めます。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは、発委第1号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

発委第1号の芦屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により地方議会議員の兼業禁止規定が改められ、各会計年度における議員個人による地方公共団体に対する請負対価の総額上限が300万円までに緩和されたため、芦屋町政治

倫理条例におきまして、昨年6月に一部改正が行われたところでございます。これを受けまして、議員個人の請負状況の透明性を確保するとともに、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、新たに公表に関する条例を制定するものでございます。

御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 内海 猛年君

以上で、町長及び松岡議員の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

まず、日程第4、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第51号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第51号について質疑を行います。

第1条の(4)、委託施設を滅失し、又は損傷した者への原状回復又は損害賠償の請求に関する事務となっていますが、これについては内容が曖昧になっている部分が多いと思いますが、それについて説明してほしいということと、同じく第1条の3、第1項の規定にかかわらず、委託施設の大規模補修に関する事務については、別途甲と乙において協議するものとするとなっていますが、これについてはどういう場合にこういったことがあるのか、それについての御説明をお願いします。

続いて第2条ですね。第2条の中では指定管理者や民間事業者についてはうたっていますが、町の直営についての位置づけはどうなっているのかを伺います。

それと3点目に、第9条。第9条は乙が善良な管理者の注意を怠り、委託施設を滅失し、又はき損したときは、乙は、速やかに原状を回復し、又はその損害を賠償するものとする。としていますが、これについても事案の内容が曖昧ではないのか、その点はどう考えるのか。

以上3点、4問について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

まず1つ目の第1条第1項第4号についてですが、これは福岡県から委託を受けた芦屋町以外の第三者が委託施設を滅失・損傷した場合の原状復旧又は損害賠償の請求に関する事務について、福岡県から芦屋町に委託されることを規定したものとなっております。

また第1条第3項では、第1項の規定にかかわらずとなっているところですが、これは第1条の第1項から第5項に規定された事務以外、第3項の後段に記載しております委託施設の大規模補修に関する場合の事務について規定したものでありまして、そのような事案が生じた場合は、別途福岡県と芦屋町で協議を行うものとなっております。

続いて2つ目の第2条では、指定管理者や民間事業者について規定してあるが町の直営についての位置づけはないのかという御質問ですが、この第2条の第2項には、指定管理者や民間資金法第8条第1項の規定により、町が選定する民間事業者にも行わせることができる旨を規定しているものでありますので、当然直営についても想定されたものとなっております。

それから最後に、第9条損害賠償に関する内容についてですが、芦屋港レジャー港化に伴い、芦屋港港湾施設の管理及び執行に関する事務を現施設管理者である福岡県から芦屋町が受託するに当たりまして、芦屋町が善良な管理者の注意すなわち適正な管理を怠った場合に生じた委託施設の滅失や毀損については、芦屋町は速やかに原状回復し、またはその損害を賠償することを規定しております。今後予測のつかない天災ややむを得ない事由が生じた場合はこの限りではないということを規定したものであるため、このような表記となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

分かりました。

それでは2回目の質問としては、第2条で指定管理者や民間事業者に委託することができると解釈していますが、委託事業施設でトラブルや事件、訴訟が起こった場合、これを委託している町の責任は問われることがあるのか。それについてはどう考えるのか伺います。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

まず第2条第2項において、議員が言われるとおり、委託施設の管理及び執行を港湾法や町の

条例規則等を遵守した上で、指定管理者や民間資金法第8条第1項の規定により町が選定する民間事業者にも行わせることができる旨を規定しています。御指摘の委託施設でのトラブルや事件訴訟については様々なものが想定され、内容によっては委託した町の責任が問われる可能性があると考えます。

今後指定管理者と基本協定等を締結する際には、他の指定管理施設等を参考にして考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋港湾施設が今後の芦屋町にとって大きな影響を与えるものだと私は思いますので、ぜひこの規約について、担当委員会では十分に慎重審議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

議案第51号福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約についてお尋ねしてまいります。

まず1点目、第1条の委託事務の範囲についてです。

この規約の中では、福岡県は芦屋港活性化推進区域内の施設の管理及び運営並びに使用料等に関する次に掲げる事務を遠賀郡芦屋町に委託するとなっております。この芦屋港活性化推進区域内の施設というのは具体的にどういったところになるのか教えてください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

第1条第1項に規定しております芦屋港活性化推進区域内の施設ですけれども、こちらは海釣り施設、ボートパーク、1号上屋、それに付随する駐車場等の施設となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

次、4条の経費の負担についてお尋ねします。

委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が負担するものとなっておりますが、管理が必要となるものはどういったものか教えてください。

2点目、これ3条になるんでしょうか。例えば港湾ですので護岸改修など、今後大規模改修が必要になることも想定されます。この取決めはどういったことになっているのか教えてください。

3点目、附則について。6ページの附則です。施行の期日、この規約は令和7年9月1日から施行するとなっております。ほぼ1年後になっておるんですが、この定例会に上程した理由を教えてください。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

まず1つ目の第4条に規定しております経費の内容についてですが、この第1条第1項に記載しております施設に対する消防の法定点検等日常の維持管理や点検に要する費用となります。

続いて2つ目。施設の大規模な改修等に関するところですが、こちらにつきましては第1条の第3項において、委託施設の大規模補修に関する事務については別途甲と乙、福岡県と芦屋町になるのですが、において協議を行うものとする。また第3条、協議において町は次の各号のいずれかに該当するときはあらかじめ福岡県と協議をするものとするとしており、第1項第2号に委託施設の修繕(軽微なものを除く)又は形質の変更をしようとするときと規定しています。施設の老朽化等に伴う大規模な改修工事につきましては、これらに該当すると考えられますので、事案の発生に応じて福岡県と速やかに協議し決定していきたいと考えています。

3点目ですが、施行期日が約1年後の令和7年9月1日となっている理由ですが、こちらにつきましては本施設は整備が順調に進めば令和8年度から供用開始が可能となる見込みとなります。その準備として、令和7年度下半期において指定管理者を指定する必要があります。このため、施行期日を令和7年9月1日としているものです。

なお、附則の第1項及び第2項に記載のとおり、本委託事務に係る準備行為、具体的には必要な条例の整備等になるんですけども、こちらについては施行前である本規約の告示日から行うことができることとしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、認定第1号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

38ページ、2款1項10目、芦屋港活性化推進費のところですね。支出金として5,650万円が上げられていますが、この中で芦屋港活性化・飲食直売機能導入が730万円。それから、芦屋港活性化機運醸成事業業務委託が1,300万円。それから芦屋町観光地域づくりDMO支援業務委託が1,540万円と、こういった数字が上がっていますが、それにこの中に米印で砂像屋内展示施設設計委託は建設中止に伴い未執行となっています。こういった説明とそれぞれの進捗状況がどうなっているのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

まず、今の委託料のところですが、芦屋港活性化・飲食直売機能導入アドバイザー業務委託につきましては、令和4年度から委託した事業で2年目となります。内容といたしましては、今後

整備予定の飲食直売施設のアドバイザー業務に関する委託料となっております。令和5年度については、令和4年度に引き続き芦屋港に整備予定の飲食直売施設において取り扱う地域産品の発掘及び商品開発を目的として芦屋産品づくり講座等を実施し、新たな地域産品の開発の伴走支援を行いました。

続いて、芦屋港活性化機運醸成事業業務委託につきましても令和4年度から委託した事業で2年目となります。内容といたしましては、芦屋海浜公園を含んだ一体的なエリアのにぎわい創出のための機運醸成及びプレーヤーとなる人材の発掘・育成、芦屋港活性化事業による町内全体への波及効果創出を目指すもので、人材の発掘、テストマーケティング、情報発信を主な事業としています。令和5年度についてはワーキング会議や先進地視察等を行い、新たなワーキングメンバーの発掘を行いました。また、ビーチサイドアクティビティ、食文化、サイクリングをテーマとしたテストマーケティングを行い、今後の芦屋港におけるにぎわい創出事業の検証を行っております。

最後に芦屋町観光地域づくりDMO支援事業委託につきましては、観光地域づくり法人設立や芦屋海浜公園を含んだ一体的なエリア全体での効果的な事業計画策定等に必要な業務を支援することを目的とし、観光地域づくり法人設立支援、観光地域づくり法人の効果的な事業提案及びプロモーション支援等が主な事業内容となっております。令和5年度については、観光地域づくり法人登録に必要となる運営組織設立の準備を行い、事業内容の整理、収支計画、事業計画等の策定支援を行うことで、観光庁への申請準備を行うことができました。また、芦屋港活性化基本計画に基づき、芦屋海浜公園を含んだエリア全体の効果的な事業提案や1号上屋内の大まかなレイアウト等が提案されました。

以上、昨年度実施した事業の内容となります。

なお、米印で書いている砂像屋内展示施設設計委託につきましては、以前から御説明しておりますとおり建築取りやめに伴って設計業務が必要なくなったため、こちらは上がってないという形になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

はい分かりました。

1点お伺いしたいのは、そういった3つの事業が委託されていますけど、こういった業者に委託されているのかは分かるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

こちらのほうの委託先については、観光地域づくりとか、そういうレジャー港とかに特化したコンサル会社になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

3つとも違うわけですか。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

3つとも別々な業者になります。

○議長 内海 猛年君

そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第５号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１６、認定第６号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第６号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１７、認定第７号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第７号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１８、認定第８号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第８号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１９、議案第５６号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第５６号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第２０、議案第５７号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第５７号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第２１、報告第９号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第９号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第２２、報告第１０号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第１０号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第２３、報告第１１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第 11 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 24、報告第 12 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第 12 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 25、報告第 13 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第 13 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 26、発委第 1 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、発委第 1 号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第 4、議案第 49 号から日程第 20、議案第 57 号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託し、日程第 26、発委第 1 号については、所管委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 42 分散会
